毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

0





号外 7

平成 17年

12月20日(火曜日)

水

産

課

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則

規

則

目

次

●印は、

県法規集掲載事項)

ページ

則

規

香川県漁業調整規則の 部を改正する規則をここに公布する

平成十七年十二月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第百二十一号

香川県漁業調整規則の 部を改正する規則

第一条 正する。 香川県漁業調整規則 (昭和四十年香川県規則第九十三号) の一部を次のように改

町直島重石ノ鼻」に改め、 町与島南端\_ 改め、同表(香川郡直島町直島東側海域)の項中「同柏島立鳥帽子鼻」を「同町柏島立 庄町千軒黒崎」を「同郡土庄町黒崎(千軒)」に、 地蔵崎(三都)見通延長線」に、 川郡直島町柏島立烏帽子鼻」に、「岡山県邑久郡牛窓町前島西端見通線」を「岡山県瀬 島立鳥帽子鼻」を「同町柏島立烏帽子鼻」に、 ツ島頂 、内市前島西端見通線」に、 第三十九条の表 ] を「東かがわ市一ツ島頂」 に、 を 「同家島北端を」を「同町家島北端を」に、「同直島重石ノ鼻」を 「坂出市与島南端」に、 (香川、徳島県境から木田郡庵治町御殿鼻までの海域)の項中 同表 「小豆郡池田町三都地蔵崎見通延長線」を「小豆郡池田町 (坂出市与島東側小与島周辺海域)の項中「坂出市与島 「同地蔵崎」を「同町地蔵崎(三都)」に、「同郡土 に改め、 「坂出市王越町小槌島頂見通線と坂出市与島町 同表(小豆郡周辺海域)の項中 「香川郡直島町柏島立鳥帽子鼻」を 「同黒崎」を「同黒崎(千軒)」に 「同町柏 「同市 香 同 第

める。 吹町伊吹島、 周辺海域」を 同表(三豊郡詫間町三崎から香川、 中 東北端」を 同市小与島東北端見通延長線と同市与島地先北備讃瀬戸大橋三P南東端より同市小与島 上最大高潮時海岸線」に、 通線上最大高潮時海岸線」 見通線上最大高潮時海岸線」 赤崎見通線上最大高潮時海岸線」 見通線上最大高潮時海岸線」 通線上最大高潮時海岸線」 島頂見通線上最大高潮時海岸線」を 上島頂見通線上最大高潮時海岸線」 蔦島西端」に、 木崎」に改め、 寺市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線」に、 音寺市伊吹島、 大高潮時海岸線」 三ツ子島灯台\_ 「同小与島東北端見通延長線と同町三ツ子島灯台より同町小与島南端見通延長線」を 「岡山県笠岡市真鍋島小飛島崎見通線」を 「同市与島東北端」に改め、 同町股島、 「観音寺市伊吹島、股島、 同表 を 同市股島、 「観音寺市伊吹町円上島頂見通線上最大高潮時海岸線」を に、 「同市小槌島頂見通線と同市与島地先北備讃瀬戸大橋三P南東端」 (観音寺市伊吹町、 「同小与島西北端を」を「同市小与島西北端を」に、 「観音寺市観音寺町観音寺港北防波堤灯台より同市伊吹町赤崎見 同町小股島及び同町円上島各島周辺最大高潮時海岸線」を「観 を を「同市豊浜町箕浦防波堤突端より三豊郡詫間町三崎見通線 同市小股島及び同市円上島各島周辺最大高潮時海岸線」に改 「観音寺市伊吹町赤崎見通線上最大高潮時海岸線」を「観音 に、 に、 「同市観音寺町観音寺港北防波堤灯台より同市伊吹島赤崎 を 「三豊郡豊浜町箕浦防波堤突端より同郡詫間町三崎見 「三豊郡豊浜町豊浜港防波堤突端より観音寺市伊吹町 に、 愛媛県境までの海域)の項中 「同市豊浜町豊浜港防波堤突端より同市伊吹島赤崎 「同市高室町九十九崎より同市円上島頂見通線上最 同表 小股島及び円上島周辺海域」に、 各島周辺海域) 「観音寺市高室町九十九崎より同市伊吹町円上 「岡山県笠岡市小飛島長崎見通線」 (仲多度郡多度津町佐柳島西側海域)の項 「愛媛県境界余木崎」を「愛媛県境余 の項中 「観音寺市伊吹町、 「同大蔦島」 「観音寺市円 「観音寺市伊 「同町与島 を「同大 に改め 各島

条 香川県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

隠港防波堤基部」を「三豊市詫間町粟島字東風浜船隠港防波堤基部」に、 島北部海域」を「三豊市詫間町粟島北部海域」に、「三豊郡詫間町大字粟島字東風浜船 島字宮ノ浦大石」を「同市詫間町粟島字宮ノ浦大石\_ 第三十四条の二の表(三豊郡詫間町大字粟島北部海域)の項中「三豊郡詫間町大字粟 に改める 「同町大字粟

第三十九条の表(坂出市王越町乃生崎から三豊郡詫間町高谷鼻までの海域) の項中

Ш 県 報

香

平成十七年十二 |月二十日

香

豊郡詫間町高谷鼻から同郡詫間町三崎ハヤ崎」を「三豊市詫間町高谷鼻から同市詫間町 海域) の項中 笠島頂」を 出市大屋富町松浦塩田北西角」 栗島周辺海域」 志々島南端見通線」に改め、同表(三豊郡詫間町粟島周辺海域)の項中「三豊郡詫間町 を「三豊市志々島南端見通延長線」に、 鼻見通線」を「三豊市詫間町高谷鼻見通線」に、「三豊郡詫間町志々島南端見通延長線 積浦)」に、 改め、同表 三崎見通線上最大高潮時海岸線」を「三豊市詫間町三崎見通線上最大高潮時海岸線」に 同市大蔦島西端」に、 媛県境までの海域)の項中「三豊郡詫間町三崎から」を「三豊市詫間町」 見通線上最大高潮時海岸線」 同郡詫間町香田鼻」 町高谷鼻東端と同市詫間町三玉石」 三崎西北端(ハヤ崎)」に、 に改め、 詫間町室浜防波堤突端」 六島大鳥鼻見通線上最大高潮時海岸線」に、 「三豊市志々島周辺海域」に、 「三豊郡詫間町<sup>一</sup> 「三豊市詫間町」 「同郡詫間町志々島北端見通線」を「同市志々島北端見通線」 一豊郡詫間町高谷鼻」を「三豊市詫間町高谷鼻」 「同町丸山島西南端」を を 同表(三豊郡詫間町高谷鼻から同郡詫間町三崎ハヤ崎までの海域)の項中「三 「同観音鼻 「丸亀市上真島頂を」を「同市上真島頂を」に、 「同町積浦観音鼻」 (三豊郡詫間町志々島周辺海域)の項中「三豊郡詫間町志々島周辺海域」を 「仲多度郡多度津町亀笠島頂」に改め、 「三豊郡詫間町三崎黄金岩見通線」を「三豊市詫間町三崎黄金岩見通線」 「同郡詫間町志々島北端見通延長線」を「同市志々島北端見通延長線」に を | 二崎西端と同町古三崎]を「三豊市詫間町| 三崎西北端 「三豊市粟島周辺海域」 を (積浦) 「同町チチブ峠」を「同市仁尾町チチブ峠」に、 「同市詫間町香田鼻」に、 (ハヤ崎)」に改め、 を と同市詫間町箱崎」 を **「三豊郡詫間町高谷鼻東端と同町三玉石」を「三豊市詫間** を 「同市丸山島西南端」に、 「同町三崎西北端 「三豊市詫間町三崎西北端 「三豊郡詫間町積浦観音鼻」を「三豊市詫間町観音鼻 「同市詫間町観音鼻 に、 「同市川津町金山頂見通線と同市大屋富町松浦塩田北 「三豊郡詫間町志々島南端見通線」を「三豊市 「同町戸野崎」を に、 「三豊郡詫間町三崎西北端 に、 (ハヤ崎) より岡山県笠岡市六島大島鼻 同表(三豊郡詫間町) に、 「同町伊佐古鼻」を「同市詫間町伊佐 |豊郡詫間町粟島毛戸鼻| 同表(仲多度郡多度津町佐柳島西側 「坂出市川津町金山頂見通線と坂 「同町室浜防波堤突端」を (積浦)」に、 三崎西端と同市詫間町古三崎」 「同郡仁尾町大蔦島西端」を 「同市詫間町戸野崎」に、 (ハヤ崎) より岡山県笠岡市 「仲多度郡多度津町白方亀 に、 「三豊郡詫間町高谷 「同観音鼻と同町 一崎から香川、 **「三豊郡詫間町** 二崎から」に、 (ハヤ崎)」を 「同市 豊市 愛 第

改める。 端より同市粟島地先矢倉石見通延長線」に、 町積浦観音鼻より同郡詫間町志々島北端見通線」を 観音鼻より同郡詫間町志々島北端見通線」を「同市粟島竹浦西端より同市粟島竹浦南端 見通延長線と同市詫間町観音鼻(積浦)より同市志々島北端見通線」に、 島竹浦西端見通延長線」に、 西端見通延長線」を「同市詫間町観音鼻(積浦)見通線と同市粟島竹浦南端より同市粟 粟島毛戸鼻」に、 市志々島北端見通線」に、 に、 「同郡詫間町粟島最北端より同粟島地先矢倉石見通延長線」を「同市粟島最北 「同郡詫間町積浦観音鼻見通線と同郡詫間町粟島竹浦南端より同竹浦 「三豊郡詫間町高谷鼻見通線」を「三豊市詫間町高谷鼻見通 「同竹浦西端より同竹浦南端見通延長線と同郡詫間町積浦 「同粟島最北端」を 「同市詫間町観音鼻 「同市粟島最北端」に (積浦) 「三豊郡詫間 より同

二条 香川県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

鼻と同市屋島西町長崎鼻」に改め、同表 を「同アナクチ鼻と同市大島地先ユルブタ島頂」に、 同市大カブト島東南端」に、 町小カブト島東南端」を 庵治町御殿鼻と同町大島東南端」を 同市庵治町御殿鼻」に改め、 居鼻を」に、 を 郡庵治町御殿鼻」 北端部高頂」を「高松市大島北端部高頂\_ 治町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線」 松市庵治町竹居鼻見通線」 出市王越町大崎の鼻までの海域)の項中 大島アバギノ鼻を」に、 ブト島北端と同市大島アナクチ鼻」に、 四町長崎鼻見通延長線. 「木田郡庵治町北部諸島周辺海域」 第三十九条の表 「同市高島北端より同市庵治町竹居鼻見通線」に、 「同町江ノ浜の鼻」を を「高松市庵治町御殿鼻」に、 (香川、 を 「同市小カブト島東南端」に、 に、 「同大島アバギノ鼻と高松市屋島西町長崎鼻」を 徳島県境から木田郡庵治町御殿鼻までの海域) |同市大島アバギノ鼻より同市屋島西町長崎鼻見通延長線| 同表 「同大カブト島北端と同町大島アナクチ鼻」を 「同町平谷鼻より同町カナワ岩灯台見通線」 (屋島湾及び木田郡庵治町北部諸島周辺海域) を 「同市庵治町江ノ浜の鼻」に、 「高松市庵治町御殿鼻と同市大島東南端」 「同大島アナクチ鼻と同大島地先ユルブタ島頂」 「高松市庵治町北部諸島周辺海域」に、 「木田郡庵治町大島アバギノ鼻より高松市屋島 (小豆郡周辺海域)の項中「木田郡庵治町大島 に、 に改め、 「同町高島北端より同町竹居鼻見通線」 「木田郡庵治町竹居鼻見通線」を「高 同表(高松市屋島西町長崎鼻から坂 「同大島アバギノ鼻を」を「同市 「同竹居鼻を」を 「同町大カブト島東南端」を 「同町御殿鼻」を 「同市庵治町竹 の項中 「同アバギノ 「同市大カ の項中 「木田郡 「同市庵 同

	3。 3。 3。 3。 3。 3。 3。 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	に改め、同表(高松市女木島東側海域)の項中「木田郡庵治町大島アナクチ鼻見通線」を「同大島でナクチ鼻見通線」に、「高松市女木島帆槌鼻見通線」を「同市大島でナクチ鼻見通線」に、「高松市女木島帆槌鼻見通線」を「同市大島で大島明祖島項見通線」に、「高松市女木島帆槌鼻見通線」を「同市大島関連線」に、「高松市女木島帆槌鼻見通線」を「同市大島関連線」に、「高松市男木島南端より坂出市王越町小槌島項見通線」に、「同大島鎧崎見通線」に、「高松市男木島南端より坂出市上越町小槌島項見通線」に、「市男木島南端より坂出市小槌島項見通線」を「同市男木島内台より同市大カブト島鎧崎見通線」に、「同灯台を」を「同市男本島内台見通を「坂出市小槌島項見通線」に、「高松市男木島内台長通を「坂出市小槌島項見通線」に、「高松市男木島内台長通線」に、「同大舎」を「同市男本島内台長通線」に、「同市大島で一方のよりに改める。第三十九条の表(小豆郡周辺海域)の項中「小豆郡池田町地蔵崎(三都)見通延長線」を「小豆郡小豆島町地蔵崎(三都)見通延長線」に改める。第三十九条の表(小豆郡周辺海域)の項中「兵庫県飾磨郡家島町松島項見通線」を「高松市西宝町石を「中国市大島で大島東側海域)の項中「木田郡庵治町大島でナクチ鼻見通線」を「南市大島で大島東側海域)の項中「木田郡庵治町大島でナクチ鼻見通線」を「高松市女木島東側海域)の項中「木田郡庵治町大島で大り手鼻見通線」を「南市大島で大り、「高松市女木島東側海域)の項中「木田郡庵治町大島で大り、見通線」を「高松市女木島東側海域)の項中「木田郡庵治町大島町小島項見通線」を「第五十九条の表(小豆などのでは、「高松市女木島東側海域)の項中では、「大り、「大り、「大り、「大り、「大り、「大り、「大り、「大り、「大り、「大り

